

第59期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項（交付書面省略事項）

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

旭化学工業株式会社

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 旭日塑料制品（昆山）有限公司、Asahi Plus Co.,Ltd.

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、旭日塑料制品（昆山）有限公司は12月31日であり、Asahi Plus Co.,Ltd.は6月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、旭日塑料制品（昆山）有限公司については、6月30日現在で本決算に準じた仮決算を行い作成した計算書類を使用しており、Asahi Plus Co.,Ltd.は6月30日現在の計算書類を使用しております。

ただし、7月1日から連結決算日までの期間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

・商品及び製品・仕掛品

成形・組付品……………主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

樹脂金型……………個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料及び貯蔵品……………主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………当社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに工具、器具及び備品のうち金型については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………3～38年

機械装置及び運搬具……………4～10年

無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社はプラスチック成形品並びにプラスチック成形用金型の製造販売を主たる業務としております。

プラスチック成形品事業においては、主として電動工具部品、自動車用部品等の製造販売を行っております。これら成形品販売取引は、原則として、顧客の検収を受けた時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、国内取引について、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

プラスチック成形用金型事業においては、主として、プラスチック成形用金型等の製造販売を行っております。プラスチック成形用金型等販売取引は、原則として、顧客の検収を受けた時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、簡便法を適用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外連結子会社の決算日及び仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	2,593,491千円
無形固定資産	40,076千円
減損損失	－千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとにグルーピングを行っております。また、遊休資産及び処分予定資産については、個別にグルーピングを行っております。

資産グループごとに、営業活動から生じる損益が継続してマイナス、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化、あるいは主要な資産の市場価格の著しい下落等により、減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された資産グループには減損損失の認識の判定を実施しております。

減損損失の認識の判定は、各資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フローの総額と各資産グループの固定資産の帳簿価額の比較によって実施しております。

判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要な場合、帳簿価額の回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減損し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

将来キャッシュ・フローは、経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報に基づいて見積っております。当該見積り及び当該仮定については、将来予測を含む不確実性を伴うものであるため、前提とする条件が変更された場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損

失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 339千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

繰延税金資産の回収可能性に関する判断においては、将来の事業計画を基礎として算定した、一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて一時差異等のスケジューリングを行い、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で繰延税金資産を計上しております。当該見積りの基礎となる事業計画には重要な仮定である製品の売上高の予測が含まれており、その予測は主な得意先が属する電動工具業界及び自動車業界の動向の影響を受けるため、実際に発生した一時差異等加減算前課税所得の時期及び金額が見積りと異なる可能性があります、その場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

5,410,573千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び数

普通株式

3,896,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年11月28日 定時株主総会	普通株式	21,894	7.00	2024年8月31日	2024年11月29日
2025年4月14日 取締役会	普通株式	15,638	5.00	2025年2月28日	2025年5月19日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年11月27日 定時株主総会決議予定	普通株式	15,638	利益剰余金	5.00	2025年8月31日	2025年11月28日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は流動性の高い金融商品で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うに当たり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、受取手形及び売掛金について、総務部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、営業部と連携し財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建の営業債権債務について生じる為替の変動リスクに対しては、デリバティブ取引は行わないこととしております。また、投資有価証券について生じる価格の変動リスクに対しては、時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を定期的に把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、流動性リスクの管理として最低1か月分の売上金額に相当する手元流動性資金を常に確保することを基本方針としております。連結子会社においても、同様な流動性リスクの管理を行っております。

④ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち72.2%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①投資有価証券			
その他有価証券	89,143	89,143	—
満期保有目的の債券	135,809	138,458	2,648
②長期預金	604,911	614,144	9,233
資産計	829,863	841,745	11,882

(*) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	1,596,243	—	—
受取手形及び売掛金	869,156	—	—
満期保有目的の債券	—	135,809	—
長期預金	—	604,911	—
合計	2,465,400	740,720	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	89,143	－	－	89,143

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
満期保有目的の債券	－	138,458	－	138,458
長期預金	－	614,144	－	614,144

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（投資有価証券）

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。一方で、当社が保有している満期保有目的の債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

（長期預金）

長期預金の時価は、その将来キャッシュ・フローと預金利率を基に割引現在価値法により算定しておりレベル 2 の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	日本	中国	タイ	合計
製品売上	3,497,010	3,600,465	884,051	7,981,526
金型売上	98,894	251,374	28,049	378,318
顧客との契約から生じる収益	3,595,905	3,851,839	912,101	8,359,845
外部顧客への売上高	3,595,905	3,851,839	912,101	8,359,845

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項（3）会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	26,188
契約負債（期末残高）	18,989

契約負債は、主にプラスチック成形用金型について、受注に基づき顧客から受け取った前受金であり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,691円61銭
1株当たり当期純利益	15円07銭

9. 重要な後発事象に関する注記

（譲渡制限付株式報酬制度の導入について）

当社は、2025年10月21日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、2025年11月27日開催予定の当社第59期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

- (1) 本制度の導入目的等

①本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高め

るため、当社の対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

②本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬等として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年11月26日開催の第49期定時株主総会において、年額1億5千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内として設定したいと存じます。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（社外取締役0名）であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（社外取締役0名）となります。

(2) 本制度の概要

①当社の対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

ア．譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結していることを条件として支給する。

イ．譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数年50,000株以内を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 本割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する本割当契約は、以下の内容を含むものとする。

①譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間までの間で当社取締役会が定める期間（以

下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役が割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

②譲渡制限付株式の無償取得

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由等により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

10. 記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

子会社株式……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品及び仕掛品

成形・組付品……………総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

樹脂金型……………個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 原材料……………総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに工具、器具及び備品のうち金型については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………3～38年

機械装置……………8～10年

無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社はプラスチック成形品並びにプラスチック成形用金型の製造販売を主たる業務としております。

プラスチック成形品事業においては、主として電動工具部品、自動車用部品等の製造販売を行っております。これら成形品販売取引は、原則として、顧客の検収を受けた時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、国内取引について、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

プラスチック成形用金型事業においては、主として、プラスチック成形用金型等の製造販売を行っております。プラスチック成形用金型等販売取引は、原則として、顧客の検収を受けた時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	1,763,189千円
無形固定資産	7,998千円
減損損失	－千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

連結計算書類「連結注記表3. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 ー千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する情報

連結計算書類「連結注記表3. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

3,869,913千円

(2) 関係会社に対する金銭債務は以下のとおりです。

関係会社に対する短期金銭債務

8,958千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社との取引高は以下のとおりです。

① 仕入高

88,774千円

② 営業外取引高

105,721千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

768,229株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	5,418千円
役員退職慰労引当金	16,512千円
棚卸資産評価損	13,354千円
未払事業税	1,726千円
関係会社出資金評価損	460,674千円
減損損失	53,734千円
税務上の繰越欠損金	141,705千円
その他	33,052千円
小計	726,178千円
評価性引当額	△726,178千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△13,949千円
繰延税金負債合計	△13,949千円
繰延税金負債の純額	△13,949千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日国会で成立したことに伴い2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率30.1%から31.0%に変更し計算しております。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度に適用した場合の計算書類に与える影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
子会社	旭日塑料制品(昆山)有限公司	6,245千USドル	プラスチック製品の製造業	所有直接100	営業の取引 技術援助契約の締結 役員の兼任	受取配当金	105,721	—	—
	Asahi Plus Co.,Ltd.	610,000千タイバツ	プラスチック製品の製造業	所有直接100	営業の取引 技術援助契約の締結	増資引受け(注)	86,000	—	—

(注) 増資の引受けは、同社が行った増資を全部引き受けたものであります。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,148円35銭
1株当たり当期純損失	△15円97銭

11. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年10月21日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2025年11月27日開催予定の第59期定時株主総会に付議することといたしました。

詳細については、「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

12. 記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。